

1 1. 「事務所・工場等」への充電設備設置事業の 説明と提出書類

事業名	マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業 (基礎充電 ^(注1))	
事業内容	新設または既存の事務所・工場等に勤務する従業員が利用する駐車場や事業者が所有する社有車の駐車場における基礎充電のための充電設備設置事業	
申請できる方	地方公共団体、法人	
補助対象経費	充電設備の購入費および設置工事費	
補助率	充電設備の購入費	1 / 2
	設置工事費 ^(注2)	定額

注1：「基礎充電」とは、電気自動車等の所有者の自宅や事業所、勤務先など、車両の保管場所で行う充電をいう。主に普通充電設備、充電用コンセント等が利用されることが多い。

注2：V2H充電設備を設置する場合、充放電の配線や分電盤への配線、切替開閉器の設置が有りますが、補助対象とする工事は「充電」にかかわる工事のみになります。放電部分の配線やその他の工事については補助対象経費になりません。

11-1-1. 「事務所・工場等への充電設備設置事業」の特有の申請要件

以下の当該事業に特有の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 充電設備の利用は、申請者が所有する社有車^(注1)・従業員の通勤車^(注2)となります。ただし、充電設備の所有者が許可をした場合は、来客車^(注3)の利用も可とします。
- (2) 社有車駐車場、従業員駐車場と敷地内の区画を明確に分けていること。
- (3) 社有車用で申請する場合は、社有車駐車場へ設置すること。
- (4) 従業員用で申請する場合は、従業員駐車場へ設置すること。
- (5) 電気自動車等を今後購入する予定がない場合は、申請することはできません。購入する電気自動車等は新車（リース含む。）のみ対象とします。^(注4)
なお、センターへ「公募兼交付申請書（様式1）」到着前に既に契約および購入されたものは購入予定に含みません。
- (6) 事務所・工場等が自宅を兼ねている場合で、駐車場が自宅兼事務所等に付随している場合は、申請することはできません。

注1：申請者となる地方公共団体、法人の名義で所有する車（自動車検査証（車検証）に地方公共団体、法人で使用者登録されている車両）のことをいう。

注2：申請者となる地方公共団体、法人に雇用され、業務に従事している方が通勤用に利用する車のことをいう。（取締役や役員は含みません。）

注3：申請者と契約等を行う取引先や業者用の車のことをいう。

注4：電気自動車等を購入する予定は、オンライン申請システムの「設置事業計画の申告」に入力をしてください。

※この事業での補助対象の充電設備と設置基数の目安は下記の表のとおりです。

充電設備	急速充電設備 ^(注1)	普通充電設備 V2H充電設備 ^(注2)	充電用コンセント 充電用コンセントスタンド
設置基数の 目安 ^(注3)	1基	1～66台：1基 67～133台：2基 134～200台：3基 201～266台：4基 267～333台：5基 334～400台：6基 401～466台：7基 467～533台：8基 534～600台：9基 601以上：10基	

注1：急速充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。

機械式駐車場に設置する場合は、急速充電設備は選択できない。

注2：機械式駐車場に設置する場合は、V2H充電設備は選択できない。

注3：付属する駐車場の収容台数は、社有車駐車場・従業員駐車場の各々の駐車場収容台数から算定してください。

1 1 - 2. 特有の提出書類

事務所・工場等への充電設備設置事業に公募兼交付申請する場合は、以下の書類をアップロードし、提出してください。

【申請に必要な書類】

1 1 - 3：事務所・工場等の駐車場であることを証する書類

1 1 - 4：駐車場の区画を分けていること証する図面（駐車場区画図等）

1 1 - 3. 事務所・工場等の駐車場であることを証する書類

充電設備を設置する駐車スペースが事務所・工場等の敷地であることを証する書類（申請者のホームページ等に掲載している敷地案内図、社内規約）をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《施設・建物》

・事務所・工場等である施設、建物の記載

《駐車場の規模》

・事務所・工場等の敷地内にある、または事務所・工場等の敷地である駐車場の記載

1 1 - 4. 駐車場の区画を分けていることを証する図面（駐車場区画図等）

社有車駐車場、従業員駐車場、その他駐車場等と敷地内にある駐車場の区画を記載した図面をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《基本情報》

・作成者、作成日の記載

《設置場所名称》

・申告で入力した設置場所名称であることの記載（省略不可）

《施設・建物》

・事務所・工場等である施設、建物の記載

《駐車場の規模》

・事務所・工場等の敷地である駐車場の記載

《充電スペース》

- ・申請した充電スペース場所の記載

《駐車場の区画》

- ・社有車、従業員およびその他の駐車場区画の記載

《駐車場の収容台数》

- ・社有車および従業員駐車場の収容台数の記載

1 1 - 5. 設置事業計画の申告

「駐車場の説明」および「設置計画」と「設置の効果」等の申告が採択の重要な判断項目となります。

リース申請の場合は、使用者（契約者）の考えを申告してください。

(1) 設置する駐車場の説明

- ・既存または新設の従業員駐車場、社有車駐車場のいずれかまたは全てに充電設備を設置する場合、それぞれの最大収容台数と充電設備を設置する予定の駐車場台数を入力してください。
- ・既設の充電設備の有無とその充電設備の駐車台数を入力してください。
- ・上記駐車場が敷地内に分散設置されている場合は、社有車、従業員の区分別に合算値で申告してください。この合算値を用いて、それぞれの駐車場に申告できる設置基数の目安を算定してください。
- ・新設の駐車場の場合は、利用開始予定日を入力してください。

(2) 設置計画

- ・充電設備の設置を判断するに至った理由および充電設備の種類と基数を選定した理由を申告してください。
なお既設の充電設備がある場合は、増設する理由および充電設備の種類と基数を選定した理由を申告してください。
- ・資金の調達方法を申告してください。

(3) 設置の効果

- ・電気自動車等の新規購入の台数と時期の見込みを入力してください。
- ・従業員用充電設備を設置する場合は、現在の電気自動車等（従業員）の保有台数を入力してください。
- ・社有車用充電設備を設置する場合は、現在の電気自動車等（社有車）の保有台数を入力してください。
- ・電気自動車等（社有車）の新規購入計画を入力してください
- ・電気自動車等の普及促進の観点から、「電気自動車等を新たに購入しようとする従業員」へのサポート体制等がある場合は入力してください。